

総務省独立行政法人評価委員会（第35回）

平成23年12月19日

【相馬官房政策評価広報課長】 森永委員長、おそろいのようにございます。

【森永委員長】 それでは、皆様おそろいのようにございますので、第35回総務省独立行政法人評価委員会を開催いたします。

定足数でございますが、本日は委員15名中13名ご出席いただいております、定足数を満たしております。

今回は、今年度で中期目標期間が終了となります郵便貯金・簡易生命保険管理機構の見直し案について議論いただき、これが主な議題でございます。

では、これから議事を進めてまいります、その前に事務局から配付資料等の確認をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【相馬官房政策評価広報課長】 委員会の事務局を務めております大臣官房政策評価広報課長の相馬でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、配付資料の確認をさせていただきます。お手元の配付資料一覧にございませうとおり、議題に関連する資料といたしましては、パワーポイント資料と見直し案（案）、報告事項に関連する資料といたしまして資料2、その後ろに参考資料が1から5までとなっております。過不足等はございませんでしょうか。よろしゅうございませうか。

【森永委員長】 よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、事務局を代表いたしまして、吉崎大臣官房総括審議官から、一言ご挨拶をお願いいたします。

【吉崎官房総括審議官】 吉崎でございます。今年の夏から担当しております。諸先生の皆様方におかれましては、年末の非常にお忙しい中、わざわざご参集いただきまして、誠にありがとうございます。心から御礼申し上げます。

独立行政法人制度が出来まして約10年ということで、総務省所管の独立行政法人も比較的順調に運営しているところでございます。私ごとで恐縮ですけれども、私は6年前に情報通信研究機構の総務部長に出向しておりました。その頃は第1期の中期目標期間の終わり辺りです、まだ混沌としている状況であり、公務員から非公務員に変えるのをどうしようかという時期でありました。2年前にまた情報通信研究機構へ理事で出向しており

ましたけれども、さすがに時間も経ちまして、この制度も柔軟に活用でき、前よりもよくなったという声も結構あり、自由な研究ができるようになったかなと感じたところでございます。そういう意味では独立行政法人の運営に向けまして、先生方のお力添え、本当にありがたいと思っております。

一方で、独立行政法人のあり方、まだまだ見直すところもいろいろあるということでございまして、ご案内のように、行政刷新会議の場で有識者を中心にいたしまして、いろいろと議論が繰り広げられているところでございます。とにかく、あるべき姿をみんなで考えながら、そして現場の声を踏まえながら、より活動が円滑に進むようになればと願っております。

さて、本日は郵便貯金・簡易生命保険管理機構の中期目標期間が満了するというところで、組織・業務の見直しをご議論いただくということでございます。郵政改革法案が現在、政治的にホットで 이슈 になっておりまして、この機構は、この法案の動向次第では、また変わるということでございまして、現在の案でいきますと、通った暁には廃止も含めて見直していくことになっているところでございます。

また、本日もう 1 つの報告事項としましては、今月 9 日には、政策評価・独立行政法人評価委員会の 2 次評価意見が出ておりますので、これもご説明させていただければと思います。

いずれにいたしましても、先生方にはこれからも変わらぬお力添えと、所管の独立行政法人の円滑な運営を期待申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

**【森永委員長】** ありがとうございます。

では、議事に入りたいと思います。

まず議題でございますが、郵便貯金・簡易生命保険管理機構の中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直し案（案）についてでございます。独立行政法人通則法第 35 条では、主務大臣が独立行政法人の中期目標期間の終了時において、その組織及び業務の全般を見直し、検討を行うに当たっては、当委員会の意見を聞かなければならないとされており、8 月 26 日に開催しました委員会では、見直しの当初案について審議を行いました。今回は、政策評価・独立行政法人評価委員会から通知されております「主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」等を踏まえまして、さらに検討がなされた見直し案を審議していただきます。最終的な見直し案は、本日の審議も踏まえまして、年末ま

で総務大臣がまとめることとなっております。

それでは、総務省から説明をお願いいたします。

【徳永貯金保険課長】 郵政行政部貯金保険課長の徳永と申します。どうぞよろしくお願ひします。

それでは、資料に基づきまして説明させていただきます。

資料1でございますが、資料1-1と1-2がございまして、1-2が見直し案の本体となっておりますが、今回は資料1-1のパワーポイント資料で説明させていただきます。内容でございますが、前回8月26日に見直し当初案をご審議いただきまして、その後、12月9日に政独委から勧告の方向性が出ております。この勧告の方向性を踏まえまして、特に変更のあった点を中心にご説明させていただければと思っております。

まず1ページでございますが、国民に対して提供するサービスの質の維持・向上の部分でございます。これに関しましては、まず管理機構では郵便貯金、簡易生命保険の管理業務を株式会社ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険に委託しております。その委託業務の監査を行うに当たりまして、特に効率化を図るという観点から、こうした委託先、ゆうちょ銀行、かんぽ生命、あるいは再委託先、郵便局株式会社の内部統制機能を活用しまして、こうした会社で実施する内部監査の結果の利用を進めて、監査の充実を図ることが追加されております。

次でございますが、現在、睡眠貯金の残高、あるいは郵便貯金の権利消滅金額がまだ高い水準にありますことから、管理機構では郵便貯金、簡易生命保険の早期受取促進のための広報活動を実施しております。この広報活動をより効果的、かつ効率的に実施するために、実際に権利行使をした者に対する実態調査、つまり郵便局の窓口で貯金の払戻し、あるいは保険金の支払いなどを受けました者に対して、アンケートその他の実態調査を行うことによって、費用対効果を十分に検証しまして、それでもって、より効果的、効率的な広報を実施してくださいということが追加されました。なお、これらの監査業務、あるいは広報活動を実施するに当たっては、効率的な実施に留意しまして、機構全体の経費の増大を招かないようにすることが、注意点として加えられております。

2ページでございます。給与水準の適正化等の部分、矢印の次の薄く黄色になった部分を見ていただきたいと思います。2つ目の四角の部分でございます。管理機構では民営化前の郵便貯金、あるいは簡易生命保険の契約というものを扱っております。従いまして、基本的に新しい契約が入ってこないこともあり、貯金残高や保険契約の件数はどんどん減

少していく状況にあります。ただ、契約が減りますとそれだけ管理機構の業務も減ることには必ずしもならないのですが、業務量に応じまして組織・人員の合理化を図り、計画的に人件費の削減を進めていくことが追加で加えられております。さらにその際、将来的に業務が減ることになりますと、現在、貯金は貯金部、保険は保険部ということで、それぞれ異なる部で業務を実施しておりますが、これらの部の統合についてもあわせて検討しなさいということが加えられました。

契約の点検・見直しのところは、特に変更がございません。

それから3つ目の丸、内部統制の充実・強化でございます。また矢印の後の薄い黄色で塗られた部分を見ていただきますと、日常的なモニタリング、監事監査、内部監査等を通じて、内部統制の更なる充実・強化を図ることが見直し当初案でも書かれておりました。内部統制の充実・強化を図るに当たりましては、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」の報告書、あるいは政独委から提出されました意見などを参考にして、内部統制の更なる充実・強化を図っていきなさいという文言が追加されております。こちらにつきましては管理機構だけでなく、他の独立行政法人についても横断的に記載するよう求められていると聞いております。

次に3ページ目でございます。保有資産の見直しの部分、また薄い黄色の枠の中のところを見ていただきたいと思えます。現在、積立金の処分に関しましては、現在の中期目標期間の最終年度の決算整理を行った後で、なお積立金がある場合には、次期中期目標期間の繰越積立金として必要な額を機構で申請することとなっております。そして、機構が申請した額について、総務省で審査いたしまして、総務大臣の承認が行われた金額を控除した残余の金額、残りの部分を国庫に納付することとなっております。これに関しまして、2つ目の四角の部分でございますが、積立金の処分に当たって、次期中期目標期間における積立金として整理する金額を厳格に算出することとなっております。この趣旨は、次期の期間へ積立金を繰り越す場合に、真に必要なもののみを控除するよう厳格に計算、審査をやりなさいということでございます。

それから3つ目の四角でございますが、現在、郵政改革法案が国会で審議されております。郵政改革法案の中で、機構については法律施行後3年を目途に解散について検討することとされております。ただ、たとえこの検討によりまして機構が解散することになりましたとしても、民営化前の契約が無くなるわけではございません。従いまして、こういった契約について管理する業務というの、まだどこになるか決まっておりますが、新組織のほ

うへ権利義務を承継することになります。こうした動向にも留意しながら、国の財政事情も踏まえつつ、国庫納付のあり方について総務省で検討していきなさいということが、今回つけ加えられました。

最後でございますが、国際ボランティア貯金の寄附金の配分完了部分は、見直し当初案どおりで変更はございません。

見直し案に関する説明は、以上でございます。

**【森永委員長】** ありがとうございます。今、ご説明いただいた見直し案については、分科会でも審議しておられますので、その審議内容について釜江分科会長からご報告をお願いします。

**【釜江委員】** 郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会の釜江でございます。それでは、分科会における審議等についてご報告いたします。

審議状況でございますが、去る12月16日に分科会を開催いたしまして、機構の見直し案について、政策評価・独立行政法人評価委員会から出された勧告の方向性が、適切に反映されているかどうかという観点から審議を行いました。その結果、勧告の方向性で示されました5つの事項、1つが実地監査業務の見直し、2番目が広報活動の見直し、3番目が業務実施体制の見直し、4番目が積立金の処理に関する見直し、5番目が業務全般に関する見直し、特に内部統制関係でございますが、これらにつきまして、勧告の方向性での指摘事項がいずれも見直し案に適切に反映されていることが認められ、特段問題がないものとして分科会において了承いたしました。

私からのご報告は以上でございます。

**【森永委員長】** ありがとうございます。以上、徳永課長及び釜江分科会長からご説明いただいたわけでありますけれども、これからその内容について審議に入りたいと思います。どうぞ、ご意見、ご質問があります委員の方は、ご遠慮なくご発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

最初の、「国民に対して提供するサービスの質の維持・向上」のところに書いてあった、要するに、「権利行使した者に対する実態調査をする。その調査によって費用対効果を十分検証する」ということが書いてありますが、これは、効率的な広報活動に対して、費用対効果がどの程度十分行われているか、そういうことですか。

**【徳永貯金保険課長】** 現在でも、インターネットのホームページなどを通じまして、どのぐらい認知度があるかなどのアンケート調査を行っておりますが、委員長のおっしゃ

いましたように、どういった媒体でどのぐらい認知度があるかというのを見まして、ラジオ、新聞、テレビなど、どういった媒体を使うのがいいかなど、広報活動の方法について検討してまいるということを考えております。

【森永委員長】 新聞とかテレビですと、かなり広報費が必要となりますね。随分かけておられるのですか？

【徳永貯金保険課長】 そうですね……。

【森永委員長】 私が言っている趣旨は、特段こういうところへ書くのですから、広報活動の費用は相当な金額なのかということです。

【徳永貯金保険課長】 そうです。年間1億数千万円程度と聞いております。

今までにも、特に利用者の方で年配の方が多いということで、年配の方に認知いただくにはラジオのほうが効率がよいというのがわかりまして、そういうことでラジオによる広報を追加したり、いろいろ調査の結果を得て、広報のやり方は検討していているところがございます。

【森永委員長】 なるほど。

ほかはいかがでしょうか。どうぞ。

【堀川委員】 堀川でございます。「睡眠貯金残高及び権利消滅金額が高い水準にあることを踏まえ」となっているのですけれども、例えば分科会においては、この原因がどこにあるかということの審議は行われたのでしょうか。

【釜江委員】 今回は特に審議はしておりませんが、これまで、毎年度の業務実績評価の際にそういうご説明、金額的なご説明などを含めてですが、その都度いただいております。

【堀川委員】 すみません。

【森永委員長】 どうぞ。

【堀川委員】 私は弁護士という仕事の関係で、よくこういう睡眠貯金のこととか、それから簡易生命保険の解約というのが、いざ相続ということになりますと、非常に手続きが煩雑で、なかなか難しいです。しかも、利用者の方は、先ほどもご説明いただいたように、高齢者の方が多いわけなのですけれども、特に簡易生命保険の場合に被保険者を若い方にしてお金を持っている高齢者の方が契約者になっているというケースが多いのです。そうすると、その場合に、契約者の方が亡くなったときには通常の相続という手続きでいくわけなのですけれども、ただ、被保険者が例えば若い方だったりしますと、相続人の方が簡

単に手続できるのではなくて、被保険者の同意も要するという事になっているものから、被保険者の住所とか、それから承諾を得られなかったりしますと、なかなか手続ができないのが現状です。

【森永委員長】 なるほど。

【堀川委員】 それから、郵便貯金の引き出しにしましても、昔の郵便局であれば、郵便局の窓口でできていたのが、いちいちセンターを介してのやりとりがあって、郵便局の窓口で一たん受け付けるのですけれども、それをセンターに送って、センターからの指示を何度か受けて、これが足りない、あれが足りないということが郵便局の窓口から連絡が来て、さらにという、非常に手続が煩雑なのです。

ですから、弁護士の業務としてやる場合でさえも煩雑になっているところがありますので、一般の国民の目線から、要するに国民に対して提供するサービスの質の維持・向上ということをやろうのであれば、そのところをもっと簡易な方法をとっていただかないと、なかなか難しいと思われま。そこを基本に据えていただければありがたいです。

【森永委員長】 おっしゃる趣旨は、こういう睡眠貯金とか書いてあるけれども、1つの原因として手続の煩雑さにあるのではないかと。

【堀川委員】 そうです。

【森永委員長】 そういったことを直さないで、いくら広報活動をやっても実績は上がらないのではないかと、そういう意味ですね。

【堀川委員】 そうでございます。

【森永委員長】 どうですか。何かコメントはございますか。

【徳永貯金保険課長】 ゆうちょ銀行、かんぽ生命というのは、今はもう完全に民営化しております、少なくとも他の銀行や保険会社と同じように、銀行法、保険業法等に基づいて、本人確認その他の措置はきちんとはとらないといけないのですが、その中でもできるだけそういった煩瑣な部分は何とか改善できるよう、今後いろいろと参考にさせていただきたいと思っております。

【森永委員長】 1億数千万円もかけるのですから、その原因がいくらかけても面倒くさいとなったら、あるいはやろうと思ってもなかなかできないようでは、確かに効果が上がりませんね。そういうことも、どうかお考えいただくということもお願いしたいと思います。

ほかの委員の方、いかがですか。よろしいですか。特段ございませんか。

【土井委員】 すみません。

【森永委員長】 どうぞ。

【土井委員】 3ページ目の保有資産の見直しに関して、「積立金の処分に当たっては」というところで、「金額を厳格に算出する」と、ことさらに「厳格に」とわざわざ書かれていることの趣旨がよくわからないのですが、こういうものは、もともときちんと算出するのが当たり前なのですけれども、何でことさら入っているのでしょうか。

【徳永貯金保険課長】 まさにこの部分は、政独委からの指摘で入ったものでございます。当然ながら、決算後に管理機構から繰り越したいという額を申請いただきまして、それについては総務大臣が審査する場合に、厳格に審査しなければいけないというのは当然のことだと思っております。ただ、最近の国の財政事情などを踏まえつつ、それを当然のことですけれども、きちんと厳格に算出、あるいは審査をやってくださいということを、特に政独委から言われたものだと考えております。

【森永委員長】 政独委の勧告にこういうことが書いてあったわけですね。

【徳永貯金保険課長】 さようでございます。

【森永委員長】 だから、その勧告を受けて書いているのが、この矢印のところですね。

【徳永貯金保険課長】 ただ、決算が終わってから機構の申請を受けて審査することになりますので、実際にこれを算出、審査するのは来年度の決算が終わってからという形になります。

【森永委員長】 土井委員がおっしゃるのもよくわかるので、どれもこれも厳格にやっているはずなのだけれどもね。まあいいでしょう。

ほかはどうか。よろしゅうございますか。

この件はここまでにしたいと思えます。ありがとうございました。

それでは、どうぞ、本日の委員会の意見も参考にされまして、総務省で見直し案を決定していただきたいと思えます。

さて、この見直し案の決定後の流れであります。ということになっております。独立行政法人通則法第29条及び第30条によりまして、総務大臣が次期中期目標を定めて、郵便貯金・簡易生命保険管理機構に指示し、当機構がその指示を受けて、次期中期計画を作成し、総務大臣がこれを認可することになります。総務大臣が中期目標を定める際と、中期計画を認可する際には、当委員会の意見を聞くこととされておりますので、今回はこの中期目標、中期計画について審議を行うこととなります。以上が今後の流れでございます。

す。

それでは次の議題ですが、報告事項に移ります。では、事務局からお願いします。

【相馬官房政策評価広報課長】 それでは、私から2点、報告事項ということで、ご報告させていただきます。

まず1点目ではありますが、政独委の2次評価意見についてであります。お手元に報告事項という表紙がついている資料があるかと思いますが、そちらをご参照いただければと思います。12月9日付の政独委の委員長から当評価委員会の委員長あての文書であります。この内容についての概要ですが、各府省あての共通意見ということで、記載がございます。各府省あてに通知された共通意見につきましては、1点目が内部統制の充実・強化、2点目が、基本方針への対応、3点目が、震災に関連した評価、この3点でございます。

まず、1点目の内部統制の充実・強化についてですが、各法人の業務実績の評価結果において、当委員会の見解がおおむね言及されていたと認められておりますが、その言及が十分でない指摘されたところもございました。内部統制の評価につきましては、おおむね定着しつつあるところではございますが、来年の評価に当たりまして、各府省独立行政法人評価委員会の見解については、更なる充実・強化を図り、言及していく必要があると通知されたところでございます。

次に、基本方針への対応であります。平成22年12月7日、昨年に閣議決定されました「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」につきまして、そのフォローアップ状況に係る指摘事項が各府省の独立行政法人評価委員会で評価されているかについての確認でございます。当委員会においては指摘された法人はございませんでしたが、来年も引き続きフォローアップしていくことが求められているところであります。

最後に、震災に関連した評価であります。震災に関連した評価につきましては、来年においても引き続き精査していくことが記載されております。具体的には、震災に関連する取組みについては、法人とミッションとの関係に留意し、また業績低下などにより目標未達の業務が発生した場合には、震災との因果関係を精査していくことが記載されております。

この3つの共通事項に加えまして、一部の法人あてには個別意見も通知されております。

事前の予告でございますけれども、来年4月以降の平成23年度の業務実績評価に当たりましては、先ほど申し上げました共通意見とともに、個別意見も含めましてご留意の上、評価を行っていただきたく、よろしくようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、以上でございます。

【森永委員長】 ありがとうございます。

【相馬官房政策評価広報課長】 ここで一旦区切らせていただきます。

【森永委員長】 はい、どうぞ。ここまででどうでしょうか。何かご意見ございますか。  
特段ないようでございますので、引き続き次の報告をお願いします。

【相馬官房政策評価広報課長】 それでは、第2点目の報告事項でございます。行政刷新会議における独立行政法人の制度改革について、私どもが知り得ている限りにおいてのお話を申し上げたいと思います。資料は、同じくこの報告事項と書いてある資料の一番後ろでございます。後ろからめくっていただいたほうが早いかなと思いますけれども、「行政刷新会議における独立行政法人の制度等の改革について」というところで、後ろ4枚でございますが、この部分をご参照いただければと思います。これはいずれも内閣府の行政刷新会議の「独立行政法人改革に関する分科会」の資料から抜粋したものでございます。

まずは資料1、「分科会の進め方」についてですが、最初にどういう進め方でこの問題に取り組んでいくかということのイメージの資料でございます。当初の心づもりということでご理解いただきたいと思います。9月下旬から内閣府の行政刷新会議のもとに分科会が設置され、独立行政法人の制度についての議論が本格スタート、これはこのとおりの一応進みました。それから現在、各分科会におけるたび重なる議論を踏まえて、見直し案の取りまとめ作業に向けて、鋭意、検討が続けられている状況であると聞いております。12月に、一番最後のところでございますが、行政刷新会議への報告・決定が行われるというところでのスケジューリングが書かれておりますが、この年内の行政刷新会議への報告決定時期については、現在のところ全く不明でございます。一部報道によりますと、越年するのかもしれないという話も出ているようでございます。

それから資料2でございます。横長の図がございますが、こちらをご参照ください。これはあくまでもこの分科会において、たたき台として出された資料だと承知しております。「目標・評価制度の見直しイメージ」というものでございますが、政策責任者たる主務大臣が目標のみを設定し、評価はしないというやり方を見直す。法人の政策ツールとしての役割が的確に果たされるよう、主務大臣による実効的かつ一貫性のある目標・評価の仕組みの構築が目的であるとうたわれています。

また、法人の毎年度の業務実績評価及び中期目標期間の業務実績の評価主体につきましては、府省の評価委員会、この委員会も含みますが、それと政策評価・独立行政法人評価

委員会から主務大臣へ変更するということでもあります。あわせて、評価主体の変更とともに、評価の中立性確保と恣意性排除のための仕組みとして、中立性、公正性が確保できる制度主管府省に第三者機関を設置するということが書かれております。第三者機関は中立性、公正性の観点から、主務大臣の対応を点検するということでもあります。また、この資料にはございませんが、研究開発の独立行政法人の評価につきましては、主務大臣のもとに学識経験者から構成される専門の学術評価委員会を設置するということが書いてございます。

その次の資料でございます。資料3ということで、「現行制度の目標管理・評価の流れと改善後のイメージ」という資料でございます。これも同じようにたたき台だと私もは理解しておりますが、現行制度の目標管理・評価の流れが改善後どうなるかというイメージを書いたものでございます。これも簡単に申し上げますと、中期目標期間の評価結果について、次期中期目標の策定や法人の組織・業務の見直しに適切に反映できるように、業務実績評価を行う時期の前倒しを実施するというのが基本的なイメージであります。

以上ご説明申し上げましたけれども、現時点における目標・評価に関連する見直しのイメージ、各府省の独立行政法人評価委員会に関する見通しは、全く不明でございます。見直しの全体像が判明次第、別途報告をさせていただきたいと考えています。今現在は、このたたき台をベースに、分科会の中で議論が続けられている状況であると考えております。

簡単ではございますが、以上でございます。

**【森永委員長】** ありがとうございます。新しく見直すという部分が、まだ内容が不明な点が多いわけで、何とも言えない段階のようでございますけれども、検討は行われておるといことですね。この件は、よろしいですか。

それでは、次は最後ですか、その他の事務局よりの連絡事項に入りたいと思いますが。

**【相馬官房政策評価広報課長】** 先ほども、森永委員長からもご発言がありましたが、本日ご審議いただきました郵便貯金・簡易生命保険管理機構の中期目標期間終了時の見直しに関しまして、次期中期目標期間の中期目標、中期計画等についてご審議いただくために、2月もしくは3月に次回の委員会を開催したいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。日程等詳細につきましては、後日事務局よりご連絡させていただきたいと思っております。

また、このタイミングで、今ご報告申し上げた独法制度の見直しについても、皆様にお話し申し上げることができるのではないかと考えておりますが、これはどういう形で改革

が進展するかということが不明でございますので、そういうこともあり得るということで、ご承知いただければと思います。

以上でございます。

**【森永委員長】** 今日の議題とか報告事項は、これで全部終わりましたが、委員の先生方から何かご発言はございますか。よろしゅうございますか。

それでは最後になりましたが、岡崎大臣官房政策評価審議官から一言ご挨拶をいただきます。

**【岡崎官房政策評価審議官】** 師走のご多忙の中、ご出席いただき、審議いただきまして、どうもありがとうございました。

本日は郵便貯金・簡易生命保険管理機構の中期目標の見直し案をご審議いただきました。今日のご審議を踏まえまして、進めさせていただきたいと思います。しかしながら、郵政改革法案が現在国会にかかっており、各党協議の中で動きつつありますので、それがもしも動くということになりますと、また諸々の課題について改めてご審議いただくことになると思いますので、その節はよろしくお願ひいたします。

先程は事務局から、行政刷新会議の議論についてもご紹介させていただきましたが、はっきり言ってまだ何も決まっていないということでございますが、かなり影響を受ける面もありますので、適時適切に委員の皆様にご報告させていただきたいと思います。次回は、2月もしくは3月ということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

私どもとしては、この独立行政法人運営の評価について、適切かつ円滑な運営が確保できるように、いろいろとやっつけていかなければならないということで、委員の先生方にはまた総務省の所管の独立行政法人の評価につきまして、引き続きのご指導、ご協力をお願い申し上げたいと思います。

年末を迎えまして、すっかり寒くなりましたので、どうかお風邪など召されませんように、よい新年をお迎えいただきますよう、心から祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

**【森永委員長】** どうもありがとうございました。

それでは、本日の会議はこれで終了いたします。皆様、どうもありがとうございました。また来年、引き続きよろしくお願ひいたします。